

## 県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱

令和3年12月22日制定

令和4年4月1日一部改正

(趣旨)

第1条 県は、県産農産物販売促進特別対策事業実施要領(令和3年12月22日付け決裁。以下「実施要領」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び事業費並びに対象経費補助率等は、別表1に定めるところによる。なお、交付決定額は1千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の規定に基づく申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

5 規則第4条に掲げる知事が定める交付申請書の提出期日は、別に定めるものとする。

(軽微な変更)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(重要な変更の承認手続)

第6条 補助事業者は、交付決定の通知の際、知事が付した条件により、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更について知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号により補助金変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(事業遂行が困難な場合等)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の全部または一部について概算払を請求することができる。  
2 知事は、補助事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。

(実績報告書)

第9条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1か月を経過した日又は3月18日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(書類の整備)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月22日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。